

公布された規則のあらまし

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者のプライバシーを配慮し、合格者の公告事項を氏名から受験番号に改めました。（第14条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。